

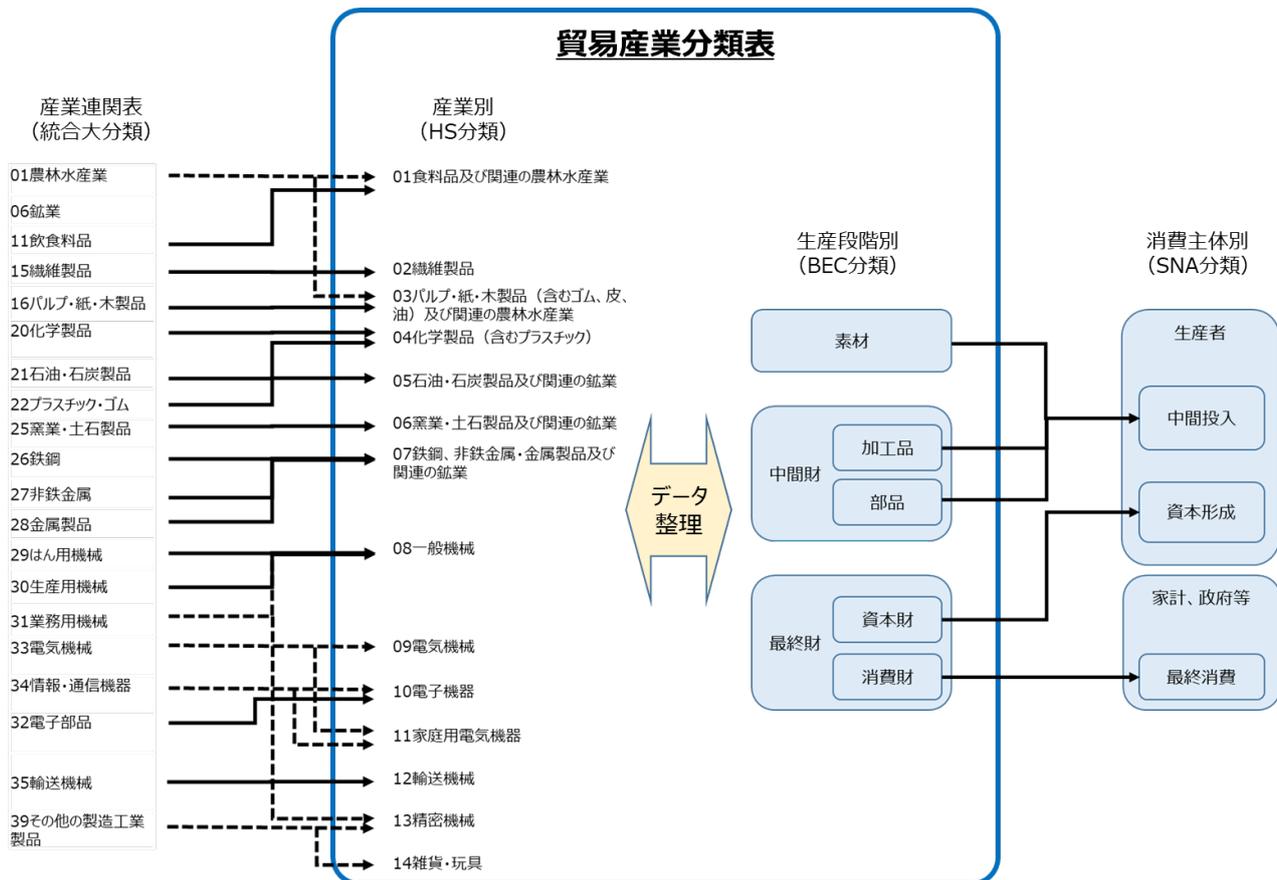
「RIETI-TID2019（HS分類）」について

1. 基本的考え方

「RIETI-TID（RIETI Trade Industry Database）」は、国連 Comtrade のデータを使用し、東アジアの製造業の活動を把握する観点から、域内で貿易取引が活発な産業に焦点を絞りつつ、全ての貿易財を日本の産業連関表の統合大分類を基にして分類し、更に産業毎に生産工程別に整理したものです。

図表1 貿易データベース「RIETI-TID2019」の概要

対象国・地域（主要国） (73)	<p>【アジア】(14) 日本、中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ブルネイ、カンボジア、インド</p> <p>【北米】(3) 米国、カナダ、メキシコ</p> <p>【欧州】(31) 英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オランダ、オーストリア、ギリシャ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、スウェーデン、アイルランド、ポルトガル、デンマーク、ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、リトアニア、ラトビア、スロベニア、エストニア、キプロス、マルタ、ルーマニア、ブルガリア、ロシア、トルコ、ノルウェー、クロアチア</p> <p>【南米】(10) アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、チリ、ベネズエラ、コロンビア、エクアドル、ペルー、ボリビア</p> <p>【オセアニア】(2) オーストラリア、ニュージーランド</p> <p>【中東】(8) イラン、イラク、イスラエル、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦</p> <p>【アフリカ】(5) エジプト、ガボン、赤道ギニア、ナイジェリア、南アフリカ共和国</p>
対象年	2017年～2019年（ただし、調査時点での公表値であり、国によってデータが存在しない年がある。）
データの 内容	国・地域の輸出額・輸入額が、相手国別（グループ・世界合計含む）、産業別（14分類）、生産工程別（5段階）、年別に整理されている。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、輸入データ CIF（運賃・保険料込み）で作成している。 ● 各国の台湾からの輸入は、台湾税関総局の各国輸出額に 1.1 を乗じて CIF に換算している。 ● 台湾のデータには再輸入・再輸出を含む。 ● 対象国以外の非対象国の合計額を RoW(Rest of the World)とする。 ● データの制約上、ベルギーとルクセンブルク、チェコとスロバキアは、同一国として整理している。 ● 貿易額の通貨単位は US ドルで、名目為替レートである。（各国の年毎の為替レートは、UN Comtrade のホームページで確認することができる） http://comtrade.un.org/db/mr/daExpNotebyRepYear.aspx



図表 2 貿易産業分類表の構造

2. 産業の分類

産業については、日本の産業連関表の統合大分類(37部門)のうち農林水産業、鉱業を含む製造業の分類を基礎として、14の産業に整理した(図表3)。東アジアの工程間分業の進展を効率的に反映するために、分類上、以下の点について工夫している。

- ① 生産工程のうち原料、素材生産に相当する農林水産業、鉱業については、産業連関表の様に独立した産業として分類せず、それぞれ関連の製造業の川上産業として整理した。具体的には、「食料品」、「パルプ・紙」については、「農林水産業の関連商品」、また「化学製品」、「石油・石炭製品」、「窯業・土石製品」、「鉄鋼、非鉄金属、金属製品」については、「鉱業の関連商品」を含めて分類した。
- ② 非鉄金属、金属製品は、生産工程上類似している点が多いと見なせることから、一つの分類として整理した。更に、鉄鋼についても、生産工程上のBEC分類では加工品にしか分類されないため、同一産業として含めた。
- ③ 電気機械については、東アジアの工程間分業の状況を踏まえ、また、モバイルデバイスなど電子機器の発展が昨今目覚ましいことを踏まえ、電気機械と電子機器と家庭用電気機器とに分けて整理した。
- ④ その他の製造工業製品は、雑貨・玩具として整理した。プラスチックについては、産業連関表の分類上はその他の製造業に含まれているが、生産工程の観点から雑貨・玩具に入れず化学製品に含めた。

図表3 貿易産業分類表

産業別	生産段階別	素材	中間財		最終財	
			加工品	部品	資本財	消費財
		1	2	3	4	5
1	食料品及び関連の農林水産業	○	○		○	○
2	繊維製品	○	○	○		○
3	パルプ・紙・木製品（含むゴム、皮、油）及び関連の農林水産業	○	○	○		○
4	化学製品（含むプラスチック）	○	○			○
5	石油・石炭製品及び関連の鉱業	○	○			
6	窯業・土石製品及び関連の鉱業	○	○			○
7	鉄鋼、非鉄金属・金属製品及び関連の鉱業	○	○	○	○	○
8	一般機械		○	○	○	○
9	電気機械		○	○	○	
10	電子機器		○	○	○	
11	家庭用電気機器		○	○	○	○
12	輸送機械	○		○	○	○
13	精密機械		○	○	○	○
14	雑貨・玩具		○	○	○	○

3. 生産段階別の分類

14分野に整理された産業を、更に素材、中間財（加工品、部品）、最終財（資本財、消費財）の3つのカテゴリー（5つのサブカテゴリー）に分類した（図表4）¹。これは、国連のBEC（Broad Economic Categories）分類を基に、貿易財の生産工程における性質から各産業の貿易データを3つのカテゴリーに集約し、SNA(System of National Account)の基準により分類したもの²。

図表4 貿易財の生産工程別分類表

Category	Sub-category	BEC code	BEC Title
素材(Primary goods)		111	Food and beverages, primary, mainly for industry
		21	Industrial supplies, n.e.s., primary
		31	Fuels and lubricants, primary
中間財(Intermediate goods)	加工品(Processed goods)	121	Food and beverages, processed, mainly for industry
		22	Industrial supplies, n.e.s., processed
		32	Fuels and lubricants, processed
	部品(Parts & Components)	42	Parts and accessories of capital goods, except transport equipment
	53	Parts and accessories of transport equipment	
最終財(Final goods)	資本財(Capital goods)	41	Capital goods, except transport equipment
		521	Other industrial transport equipment
	消費財(Consumption goods)	112	Food and beverages, primary, mainly for household consumption
		122	Food and beverages, processed, mainly for household consumption
		51	Passenger motor cars
		522	Other non-industrial transport equipment
		61	Durable consumer goods n.e.s.
62	Semi-durable consumer goods n.e.s.		
63	Non-durable consumer goods n.e.s.		

注1) 本分類表は、BEC分類の貿易財をSNA (System of National Account)の基準と関連づけて生産段階別に分類したもの（CEPIIの研究結果を参照）。SNAでは、使用の主体別(Producer, Household)で分けているためにCapital goods (Capital formation)とFinal goods (Final consumption)は別項目になるが、ここでは貿易取引を生産工程段階で整理するとの考え方から、Capital goodsをFinal goodsの一部としている。

注2) BEC code 32については、321-motor spiritsをhousehold consumptionとother industrial transport equipmentの使用に分けることも考えられるが、ここではその区別をしていない。

¹生産段階別分類については、F. Lemoine. et. al., (2004), ‘China’ s Integration in Asian Production Networks and Its Implications を参照。

²BEC分類は、1968 SNAの基本的商品の使用に基づく分類(Intermediate consumption, Final consumption及びGross capital formation)に対応している。

4. HS 分類について

HS は SITC と比べ品目の分類が細かい³。また、商品はその製造段階、用途、原産地によってではなく、その商品が何であるかによって分類される特徴を持つ⁴。

³HS は 6 桁の分類であるのに対し、SITC は最大 5 桁の分類。

⁴国連のホームページにおいて HS 分類の特徴については次の通り記述がある。”The HS contributes to the harmonization of Customs and trade procedures, and the non-documentary trade data interchange in connection with such procedures, thus reducing the costs related to international trade.” (World Customs Organization) “In the Harmonized System goods are classified by what they are, and not according to their stage of fabrication, their use, or origin. The Harmonized System nomenclature is logically structured by economic activity or component material.” (University of British Columbia)